

大阪市告示第1406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月18日

大阪市長 横山英幸

1 許可番号

令和6年6月20日大阪市指令計（開）第6－6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市此花区島屋6丁目402番の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市此花区島屋6丁目1番127号

富士興業株式会社

代表取締役 木村 健治

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=200mm	5.000m	大阪市	－	集水ますⅠ型インバート付 1ヵ所 新設工
消防水利	－	－	開発者	開発者	防火水槽 40m ³ 1基

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	4.700m	大阪市	－	集水ますⅢ型 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)